

令和 年 月 日

学童保育所保護者各位

児童青少年課長

登 所 申 立 書

学童提出用

放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準により、学童保育所においては、感染症の蔓延防止の観点から、学校休業中に感染症にかかった場合は、医師が感染の恐れがないと認めるまで、欠席・休養をお願いしています。つきましては、登所時には、右の証明をご記入の上、学童保育所へご提出ください。学校がある時期は、学校指定の様式を学校にご提出ください。学童保育所に証明書の提出は必要ありませんが、必ずご連絡ください。尚、この書類は、保護者の方にご記入していただく学童保育所独自の書類となります。

【子どもがかかりやすい感染症と欠席休養の目安】

インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱後 2 日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
麻疹(はしか)	解熱後 3 日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫れが発現後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹 (三日麻疹)	発疹が消失するまで
水痘 (水ぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退後、2 日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
その他の感染症	医師が感染の恐れはないと認めるまで (第一種・第三種)

学校保健安全法施行規則第 19 条を参照

切り取って提出してください

学童保育所

年 氏名

年 月 日 に(病院名) にて

(病名) と診断を受けました。

治療の結果

年 月 日より登所可能と医師の診断を受けています。

(罹患中の様子)

- ・発熱・悪寒・頭痛・筋肉痛・関節痛・倦怠感・咳・鼻水・咽頭痛
- ・食欲不振・吐き気・嘔吐・下痢・腹痛 (該当する症状すべてに○をしてください)
- ・その他

()

年 月 日

児童青少年課長 殿

保護者名